

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 / 日

申請者 氏名又は名称 ^{ユウゲンカイシャ ニシノ コウギョウ} 有限会社西野興業
 住所 〒599-8245 大阪府堺市中央区辻之867-7
 代表者氏名 ^{ニシノ タカユキ} 代表取締役 西野 隆行
 電話番号
 FAX番号 TEL072-296-2108 FAX072-296-2118
 メールアドレス s.nishino.kougyou@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 3月 / 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 西野興業
住 所 〒599-8245 大阪府堺市中区辻之867-7
代表者氏名 代表取締役 西野 隆行

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 西野 隆行 取締役 西野 久仁子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	有限会社西野興業
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒590-0106 大阪府堺市南区豊田561 電話番号 FAX番号 TEL072-296-2108 FAX072-296-2118 メールアドレス 社 s.nishinokogyu@ja-net.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ニシノ カズヤ 西野 一也	第289892号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 3 月 / 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2.	
	パイプカッター	RP-80-CV (13~150mm用)	3	
	塩ビカッター	VC 40	3	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	3.	
	パイプねじ切り器	N-100A	2.	
管の接合用の 機械器具	クランプ	ガスボンベ式	3.	
	パイプレンチ	132mm~100mm	4.	
	スリーブ		3	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10k	2.	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 3 月 / 日

申請者

氏名又は名称

有限会社西野興業

住 所

〒599-8245 大阪府堺市中区辻之867-7

代表者氏名

代表取締役 西野隆行

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7
 有限会社西野興業

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 2 - 0 0 3 5 9 0	
商 号	有限会社西野興業	
本 店	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地の 7	平成 1 8 年 4 月 1 日変更
		平成 1 8 年 6 月 1 日修正
	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7	平成 1 8 年 4 月 1 日変更
		平成 2 2 年 3 月 2 5 日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
会社成立の年月日	平成 4 年 9 月 1 8 日	
目 的	1. 土木工事業, とび・土工工事業, 石工事業, 管工事業, 鋼構造物工事業, 舗装工事業, しゅんせつ工事業, 水道施設工事業, 2. 産業廃棄物収集運搬業 3. 貨物運送業 4. 貨物運送取扱業 5. 前各号に付帯する一切の事業 平成 2 2 年 3 月 3 1 日変更 平成 2 2 年 4 月 2 日登記	
発行可能株式総数	6 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
資本金の額	金 3 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7
有限会社西野興業

		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
役員に関する事項	大阪府堺市辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西 野 隆 行</u>	
	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西 野 隆 行</u>	平成 1 8 年 4 月 1 日変更 ----- 平成 1 8 年 6 月 1 日修正
	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7 取締役 <u>西 野 隆 行</u>	平成 1 8 年 4 月 1 日住所 変更 ----- 平成 2 2 年 3 月 2 5 日修正
	大阪府堺市辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西 野 久 仁 子</u>	
役員に関する事項	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西 野 久 仁 子</u>	平成 1 8 年 4 月 1 日変更 ----- 平成 1 8 年 6 月 1 日修正
	大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7 取締役 <u>西 野 久 仁 子</u>	平成 1 8 年 4 月 1 日住所 変更 ----- 平成 2 2 年 3 月 2 5 日修正
	代表取締役 <u>西 野 隆 行</u>	
	登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により 平成 1 4 年 7 月 4 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5 年 2 月 2 1 日

大阪法務局堺支局
登記官

土 屋 佳 代



有限会社西野興業 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社西野興業と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業
2. 産業廃棄物収集運搬業
3. 貨物運送業
4. 貨物運送取扱業
5. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市中区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会者の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

- 2 当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

合においては当会社が承認したものとみなす。

第 3 章 株主総会

(株主総会)

第 7 条 株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年 8 月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第 8 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より 5 日前までに、各株主に対してその通知を発することを要する。

(議 長)

第 9 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 10 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(議 決 権)

第 11 条 各株主は、出資 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第 12 条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

(議事録)

第 13 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 役 員

(取締役の員数)

第 14 条 当会社の取締役 5 名以内を置く。

(選任の方法)

第 15 条 当会社の取締役は、株主総会において、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外のものから選任することができる。

(代表取締役)

第 16 条 取締役が 2 名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第 17 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(営 業 年 度)

第 18 条 当会社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日
までの年 1 期とする。

(剰 余 金 の 配 当)

第 19 条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の
最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して
行う。

第 6 章 附 則

(定 款 に 定 め の な い 事 項)

第 20 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律（第 2 節 有限会社法の廃止に
伴う経過措置等）及び会社法その他の法令に定めるところによる。

令和 5 年 3 月 / 日

上記は現行定款に相違ありません。

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7

有限会社西野興業

代表取締役 西野 隆行



第二八九八九二号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

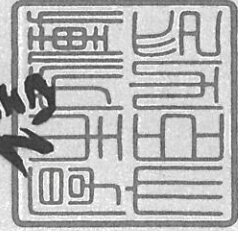
氏名 西野 一也

昭和五十九年十一月十二日生

水道法昭和五十九年法律第百七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信



給水装置工事主任技術者証



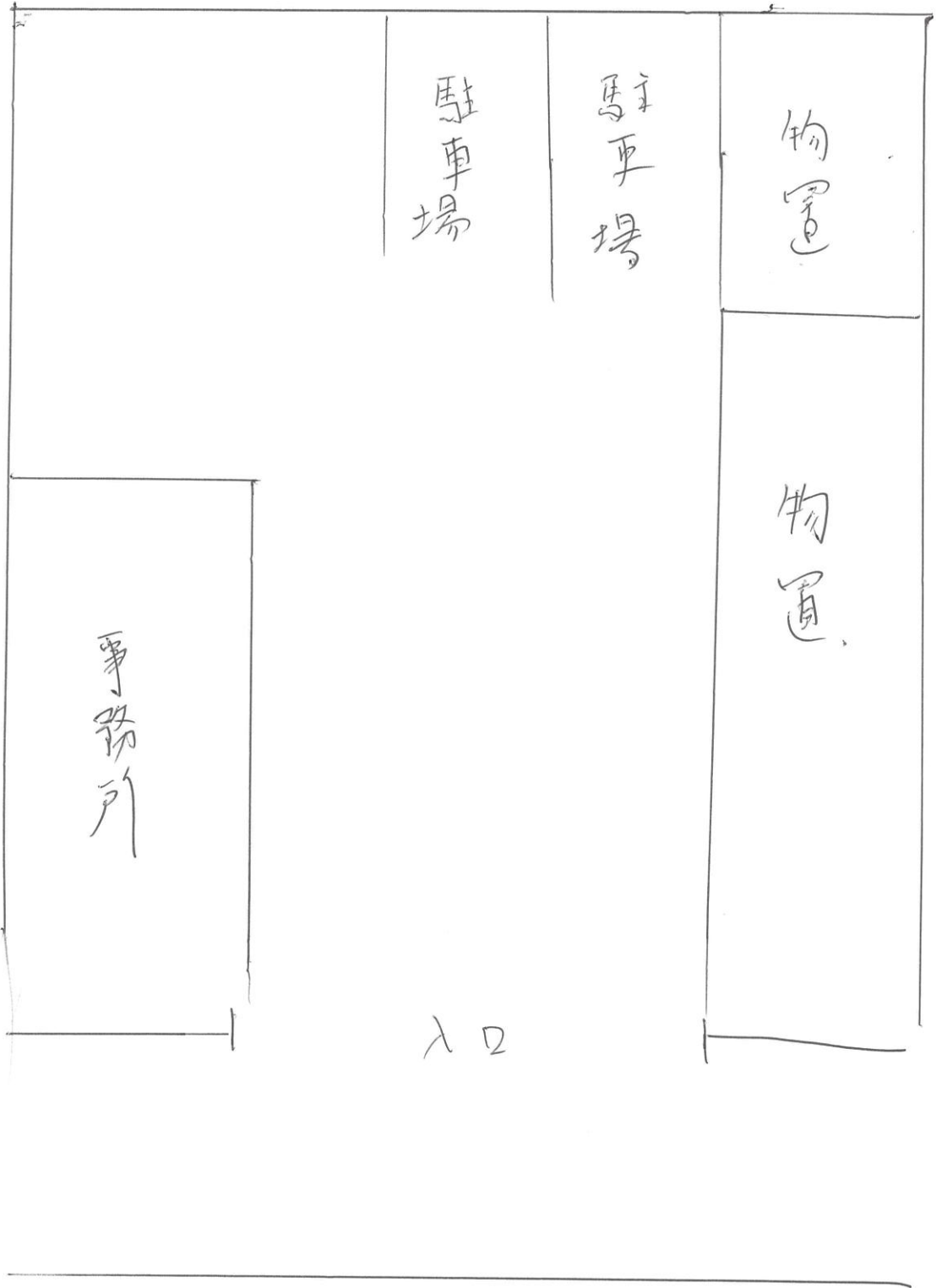
免状番号 第289892号
免状交付日 平成30年1月17日
本籍 大阪府
氏名 西野一也
生年月日 昭和59年11月12日

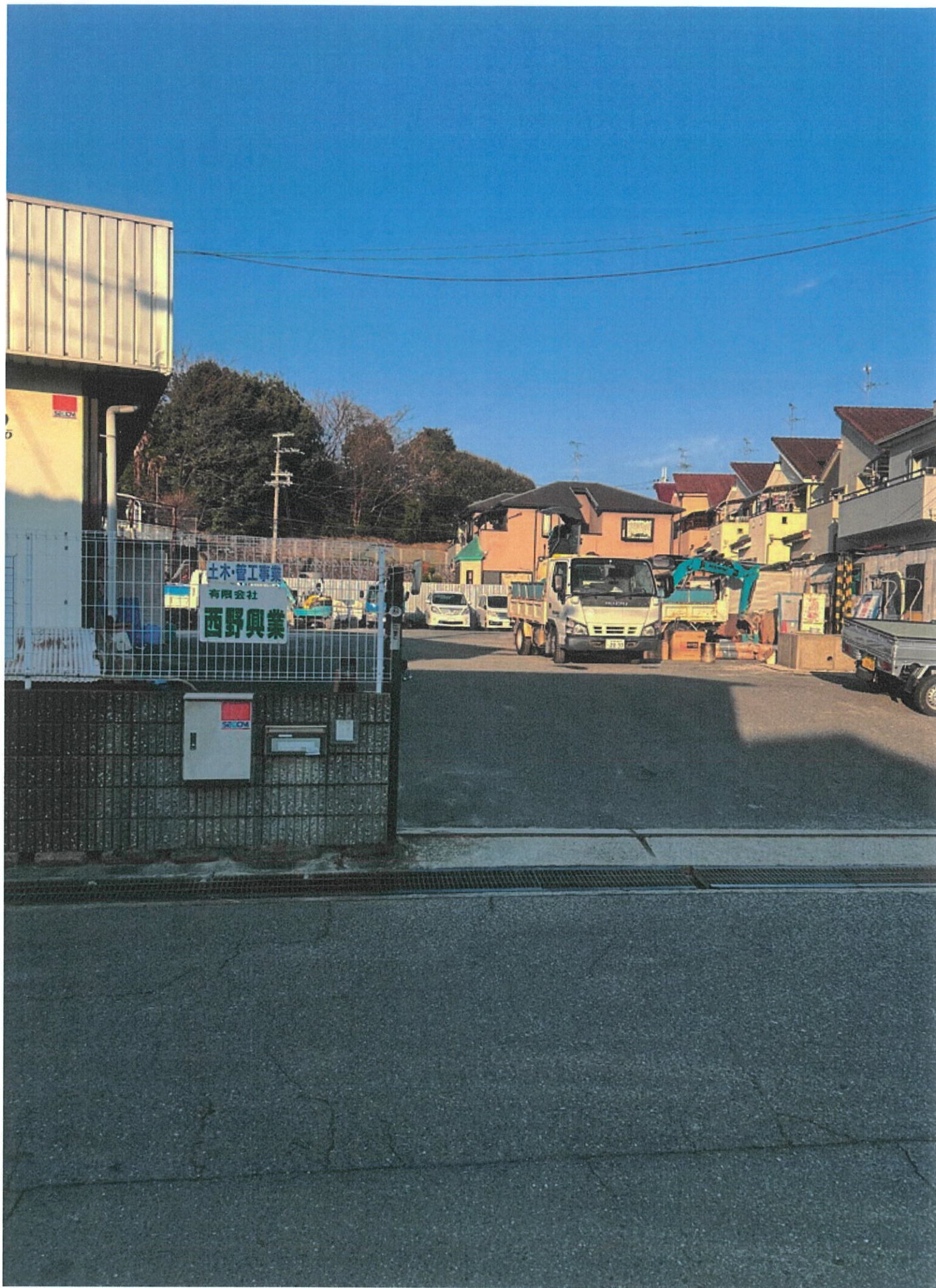
写真の書換え期限
2028年2月29日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長









土木・管工事業
有限会社
西野興業





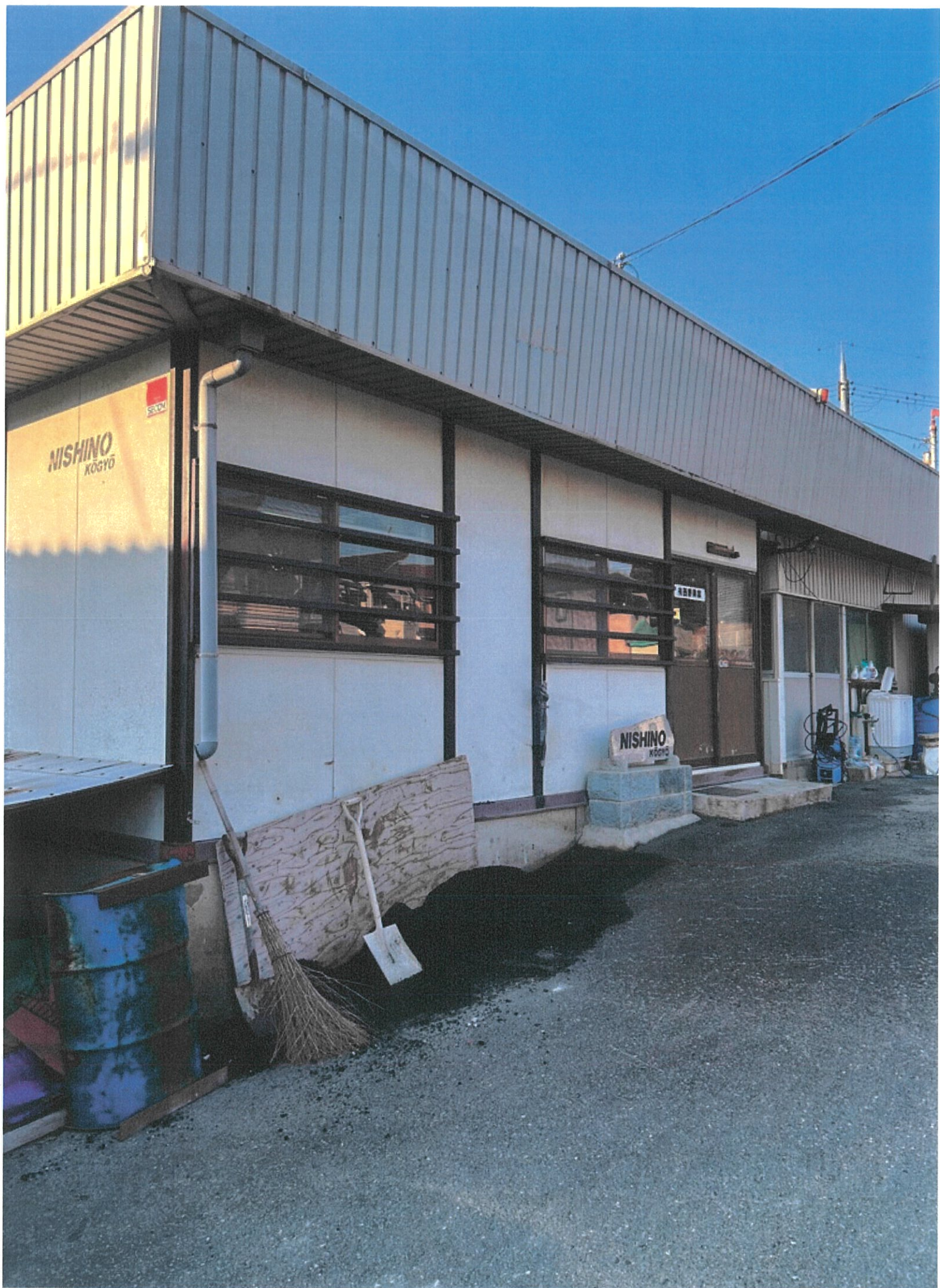
NISHINO
KOGYO

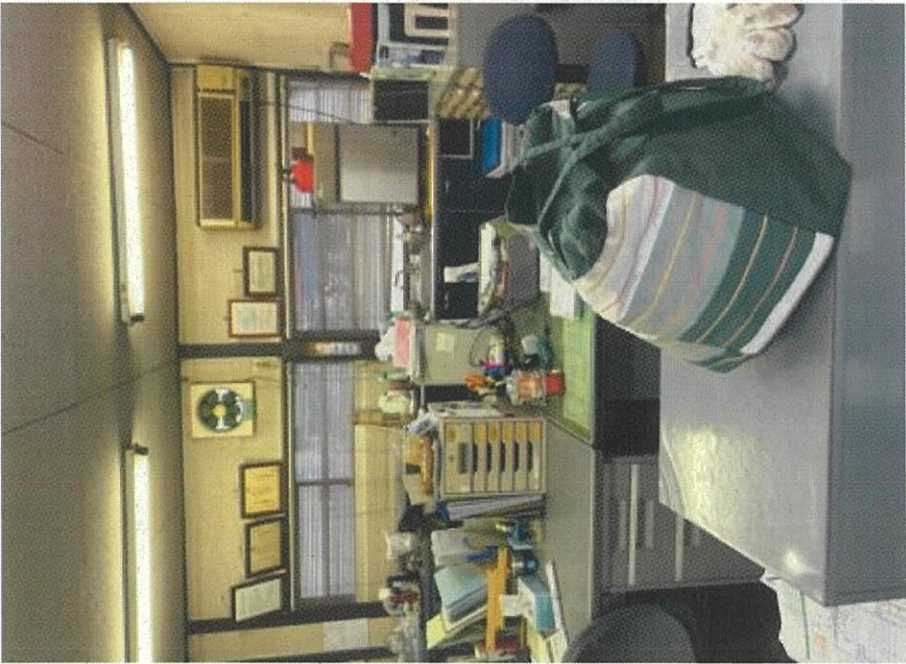
土木・管工事業
有限会社
西野興業

西野興業株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX
E-MAIL: info@nishinokogyo.co.jp
URL: www.nishinokogyo.co.jp

SEIWA







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 / 日

申請者 氏名又は名称 有限会社西野興業
 住所 〒599-8245 大阪府堺市中央区辻之867-7
 代表者氏名 代表取締役 西野 隆行
 電話番号 TEL072-296-2108 FAX072-296-2118
 FAX番号
 メールアドレス s.nishinokogyou@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年3月 / 日

届出者

氏名又は名称

有限会社西野興業

住 所

〒599-8245 大阪府堺市中区辻之867-7

代表者氏名

代表取締役 西野隆行

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社西野興業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
西野 一也	第289872号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八九八九二号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

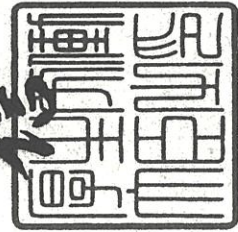
氏名 西野 一也

昭和五十九年十一月十二日生

水道法昭和五十九年法律第百七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第289892号

免状交付日 平成30年1月17日

本 籍 大阪府

氏 名 西 野 一 也

生年月日 昭和59年11月12日

写真の書換え期限
2028年2月29日

公益財団法人

